

議第67号

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京都市長 門川大作

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年科学センター条例の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「及びプラネタリウム観覧料」を「、プラネタリウム観覧料等」に改め、同条第1項中「プラネタリウム観覧料を」の右に「、前条第5号の講習会等のうち別に定めるものを受講しようとする者は受講料を」を加え、同条第2項中「する」を「し、前項の受講料の額は、1回3,000円の範囲内において、その都度市長が定める」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、教育委員会が特別の展示をしたときは、その期間に限り、前2項の入場料等のほか、別表に掲げる1回を単位とする入場料の額の範囲内において、その都度市長が定める観覧料を徴収することができる。

第6条本文中「入場料、プラネタリウム観覧料」を「入場料等、受講料、第3条第4項に規定する観覧料」に改める。

別表備考以外の部分を次のように改める。

区 分		単 位	入場料（1人につき）	プラネタリウム観覧料（1人につき）
	個 人	1 回	520 円	520 円

一 般		1 年	1,500	
	団 体	1 回	470	470
小 学 校 の 児 童	個 人	1 回	100	100
	団 体	1 回	90	90
中 学 校 及 び 高 等 学 校 の 生 徒 並 び に 高 等 専 門 学 校 の 学 生	個 人	1 回	200	200
	団 体	1 回	180	180

別表備考3中「個人が」の右に「1回を単位とする」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市青少年科学センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の京都市青少年科学センターの入場に係る入場料、講習会等の受講に係る受講料又は特別の展示の観覧に係る観覧料について適用する。

提案理由

個人の入場料について、1年を単位とする区分を設けることに伴い、当該区分に係る入場料を定める等の必要があるので提案する。